

# 株式会社大京等に対する債権の弁済受領完了について

平成17年4月8日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受け、これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社大京、大京管理株式会社、  
株式会社大京住宅流通、株式会社沖縄大京

## 2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成16年9月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年11月26日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

その後、対象事業者において、事業再生計画に従ってスポンサー選定が行われ、平成17年1月31日オリックス株式会社をスポンサーとして資本提携契約を締結、平成17年3月25日対象事業者から同社への第三者割当増資を行いました。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本84,771百万円（注）の債権を、金融機関等から56,588百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（27,075百万円）を行った後、残った債権57,696百万円について弁済を受けておりましたが、今回残債権全額に当たる22,181百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

\* 買取決定時に公表した買取債権元本額との違いは、担保不動産等の処分弁済等によるものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437